

令和4年度 南知多町地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本業務は、南知多町が観光庁の補助金を活用して実施する「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」（以下「本事業」という。）について適用するものとし、その事業の範囲は「知多半島の先っぽで獲れる特産品で新たな可能性を！～崎（さき）っぽ料理開発プロジェクト～」（以下「本業務」という。）に限るものとする。

第2条 業務目的

- 1 本業務は、知多半島の先端にあり伊勢湾と三河湾に育まれた南知多町師崎地区において、長きにわたり新鮮な魚介類を観光客等に提供してきたことを踏まえ、地元で獲れた新鮮な食材のみを活用したメニューを、新たな「崎（さき）っぽ料理」として開発することを目的とする。なお、本業務は、観光庁が示している事業の目的である、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、地方自治体、DMO、民間事業者等の地域の関係者が連携して実施する自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓までの一貫した事業としておこなうものとする。

第3条 準拠する法令等

- 1 本業務は、本仕様書によるもののほか、次に掲げる法令等に準拠するものとする。
 - (1) 南知多町個人情報保護条例（平成18年条例第5号）
 - (2) 南知多町契約規則（昭和39年規則第1号）
 - (3) 南知多町暴力団排除条例（令和23年条例第10号）
 - (4) その他関係法令・規則・通達等

第4条 疑義

- 1 本業務の本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、南知多町（以下「発注者」という。）と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第5条 提出書類

- 1 受注者は本業務の着手に先立ち、各工程における作業方法、作業日程について適切な業務実施計画を立案し、予め発注者の承認を受け、下記の書類を提出するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
 - (1) 実施計画書
 - (2) 委託業務着手届
 - (3) 工程表
 - (4) 管理技術者届（経歴書、資格者証明書の写し。）
 - (5) 公的資格を証明する登録書の管理技術者届（経歴書、資格者証明書の写し。）
 - (6) その他発注者が必要と認めるもの

第6条 業務の完了

- 1 本業務は、発注者の検査・合格を持って完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受注者は速やかに訂正をおこなうものとする。

第7条 成果品の契約不適合

- 1 業務完了後、受注者の過失又は粗漏により不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担においておこなうものとする。

第8条 成果品の帰属

- 1 本業務において使用又は作成した成果品等はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用或いは複製やこれを他に公表・貸与してはならない。なお、既に他に著作権があるものを使用した場合は、この限りではない。また、他より得られた資料や文献等を引用するときには、その出典名を明記することとする。

第9条 損害賠償

- 1 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、これに係る費用は全て受注者の負担とするとともに、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第10条 貸与資料

- 1 発注者は業務の実施にあたり、受注者の請求により、下記の資料を貸与するものとする。なお、資料の貸与にあたり、受注者は発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い、及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するとともに、発注者が返却を求めた時には、速やかに返却しなければならない。

- (1) 第7次南知多町総合計画 1式
- (2) 南知多の観光 1式
- (3) 南知多町観光パンフレット 1式（返却不要）
- (4) 観光庁の提出した本業務に係る提案書 1式（ただし、費用積算書は除く。）
- (5) その他受注者が必要とする書類

※(1)及び(2)については、南知多町公式ホームページからもダウンロードできます。

第11条 個人情報の取り扱い

- 1 受注者は個人情報を取り扱う際は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないようにしなければならないものとし、受注者が運用する情報セキュリティ等の規定等に従い、情報の漏洩防止及び事故防止対策の措置を講ずるものとする。

第12条 品質管理等

- 1 本業務の実施にあたっては、ISO9001に準拠した品質管理システムのもとに業務成果の品質を確保した業務遂行を図るものとする。また、本業務において取り扱う各種資料やデータには、南知多町及び関係機関における重要事項が含まれていることから、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用をおこなうものとし、作業終了後、速やかにこれを返還すること。

第13条 守秘義務

- 1 受注者は、本業務の内容及び業務に関わる資料を第三者に漏洩させ、又は当該業務の目的以外に使用してはならない。

第14条 納入場所・納入期限

- 1 本業務における成果品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。
 - (1) 納入場所：南知多町役場建設経済部産業振興課
 - (2) 納入期限：令和5年2月28日（火）まで

第2章 業務概要

第15条 業務概要

- 1 本業務の概要は以下のとおりとする。
 - (1) 計画準備
 - (2) 観光資源を活用したコンテンツの造成
 - (3) 開発した商品のプロモーション
 - (4) 開発した商品のお試しツアー
 - (5) 業務報告書の作成
 - (6) 打合せ協議

第16条 計画準備

- 1 本業務の着手にあたり、業務の実施方針、内容、工程、実施体制等について明らかにした業務計画書を作成・提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- 2 本業務を実施するために必要な資料を収集し、作業を効率的に実施できるよう整理するものとする。なお、本業務については、発注者以外に、次の連携先団体等とも連携・調整を図り事業を遂行するものとする。
 - (1) 師崎商工会
 - (2) 師崎商工会観光部会
 - (3) 一般社団法人 知多半島観光事業協会（DMO）
 - (4) 南知多町観光協会
 - (5) 南知多町観光協会師崎支部
 - (6) 南知多町観光協会片名支部
 - (7) 南知多町観光協会大井支部

第17条 観光資源を活用したコンテンツの造成

- 1 師崎地区の各家庭で受け継がれてきた郷土料理「崎っぼ料理」を今後、地域の稼げる看板商品として打ち出していくため、各家庭ごとの味や調理法を調査し、専門家や地元住民が参加する検討会議にて、新たな「崎っぼ料理」としての定義をおこなうこと。
- 2 「崎っぼ料理」の「認定ロゴ」を制作すること。
- 3 「崎っぼ料理」のメニューや商品のパッケージに認定ロゴと共に掲載するキャッチコピーやメインビジュアルを制作し、提供する飲食店・宿にて活用をおこなうこと。
- 4 統一した認定ロゴをアイキャッチとして活用することで、地域の稼げる看板商品として、「崎っぼ料理」の効果的なPRをおこない、地域を盛り上げる機運づくりに繋げること。

第18条 開発した商品のプロモーション

1 PR動画の制作

- (1) 動画では、「崎っぼ料理」が受け継がれてきた歴史や、長く愛され続けている郷土料理の魅力を紹介し、この地域に食べに出かけたくなるような映像を制作すること。
- (2) 動画は、SNSを通じて配信し、認知度の向上と、特設WEBページへの誘導を図ること。その他、南知多町のPRとしても活用していくこと。

2 特設WEBページ

- (1) 「崎っぼ料理」の新たな定義や、歴史の紹介、提供している飲食店や宿の紹介をおこなう。また、お試しツアーやモニタープランの告知の掲載をおこなうこと。

3 啓発ツールの作成

- (1) 地域に訪れた観光客等にPRするためのポスターや、新たな「崎っぼ料理」を提供している飲食店、宿を案内するチラシの作成をおこなう。また、提供店の目印となるのぼりの作成をおこなうこと。

第19条 開発した商品のお試しツアー

1 「崎っぼ料理」体験ツアーの実施

- (1) 体験ツアーを実施し、参加者から「崎っぼ料理」の魅力の洗い出しをおこなうこと。

2 モニタープランの開催

- (1) 「崎っぼ料理」を楽しめる飲食店や宿で、割安で購入できるプランの提供をおこなうこと。
- (2) 参加者アンケートをおこない、「崎っぼ料理」の魅力の検証と改善点等の提案をおこなうこと。

第20条 業務実施に係る絶対条件

- 1 本業務は、観光庁が実施する「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」による補助を受けていることから、第15条の業務概要以外に独自の提案をおこなうときは、次の要件から逸脱することがないようにするものとする。

- (1) 地域ならではの観光資源を活用した、ツアー、アクティビティ、体験、イベント等のコンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- (2) 国内居住者を主なターゲットとしつつも、将来的なインバウンドへの活用を見据えた取組であること。
- (3) 事業期間内において、モデルツアーを始めとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組、販路形成、プロモーションなど、販売を想定した総合的な取組であること。
- (4) 本業務終了以降、磨き上げたコンテンツを販売する、又は継続的に実施することを前提とした取組であること。

第21条 業務報告書の作成

- 1 公募した入札説明書のほか、各種資料に対する質問を受けて、その回答案を作成する。なお、回答に応じて公募資料の修正が必要となった場合には、適時、修正版を作成すること。

第22条 打合せ協議

- 1 打合せ協議は、業務着手前、業務着手時、中間時、業務完了時の計4回程度実施するものとし、その他必要に応じて適宜実施するものとする。
- 2 打合せが行われた際に、受注者は打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得なければならないものとする。

- 3 打ち合わせ協議については、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策の一環として、発注者が認めた場合についてのみ、リモートによる実施を可とする。
- 4 本仕様書に明記のない事項については、発注者と受注者の協議により決定することとする。

第23条 業務報告書の作成

- 1 受注者は、上記の業務の成果について、報告書として取りまとめるものとする。なお、本業務は観光庁が実施する地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業による補助を受けていることから、公募要領等に沿った内容を網羅し作成をおこなうこと。

第3章 成果品

第24条 成果品

- 1 本業務における成果品は、次のとおりとする。
 - (1) 業務報告書（製本） 2部
 - (2) 打合せ記録、公募資料等データ 1式
 - (3) 上記電子データを保存したCD 1枚
 - (4) その他発注者が必要と認めたもの 1式